

甲 第 159 号 議 案

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 9 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例

岡山市営火葬場条例（昭和39年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岡山市東山斎場の部大人の項中「8,000円」を「10,000円」に、「37,000円」を「45,000円」に改め、同部小人の項中「6,000円」を「8,000円」に、「25,000円」を「33,000円」に改め、同部死胎その他の項中「1件につき 3,000円」を「1件につき 5,000円」に、「13,000円」を「21,000円」に改める。

別表第2 岡山市東山斎場の部犬ねこの款収骨を必要とするものの項中「11,000円」を「13,000円」に、「24,000円」を「32,000円」に改め、同款収骨を必要としないものの項中「7,000円」を「9,000円」に、「20,000円」を「28,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後使用許可申請があったものから適用する。

提案理由

岡山市東山斎場の整備に伴い、使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 160 号 議 案

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 9 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「第2項」の次に「, 第7項」を加え, 同条第6項中「当該施設以外の」の次に「養護老人ホーム, 」を加え, 同条第7項ただし書中「できる」を「でき, 第1項第3号イの主任生活相談員については, サテライト型養護老人ホームにあっては, 常勤換算方法で, 1以上とする」に改め, 同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え, 同条第12項中第4号を第5号とし, 第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ, 同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員, 事務員その他の職員

## 附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

## 提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正に伴い、職員の配置の基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 161 号 議 案

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 9 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第34条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

介護医療院の管理者は，次に掲げる業務を委託する場合は，医療法施行規則第9条の8，第9条の9，第9条の12，第9条の13，別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において，同令第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院，診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院，診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と，同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と，第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療

機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

#### 提案理由

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正に伴い，介護医療院の衛生管理等の基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 162 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 9 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中第55号を第57号とし、第44号から第54号までを2号ずつ繰り下げ、同条第43号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号を同条第44号とし、同号の次に次の1号を加える。

(45) 法第85条第6項の規定による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000円

第8条中第42号を第43号とし、第4号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査 27,000円

第12条第3項第1号イ中「第1項第2号イ（ア）及び（イ）」を「第1項第1号イ（ア）及び（イ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

## 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築の認定及び許可の申請に対する審査手数料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 163 号 議 案

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 9 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岡山市建築基準法施行条例（平成12年市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第4条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「第10条の2第1号，第2号及び第3号」を「第10条の2の2第1号，第2号及び第3号」に改める。

第5条第1項ただし書中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「第10条の2第3号」を「第10条の2の2第3号」に改める。

第6条第2項ただし書中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

第8条第2項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。